

関税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 保税地域の許可を受けようとする者等が、保税地域の業務について関税法その他の法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。(関税法施行規則第3条の3、第4条、第4条の14、第7条の2及び第7条の2の2関係)
- 2 不当廉売関税^うの迂回防止制度の創設に伴い、改正関税定率法第8条の2の規定により課する関税の対象となる貨物の要件等にかかる規定の整備を行うこととする。(関税法施行規則第1条の2並びに関税定率法施行規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和8年4月1日から施行することとする。(附則)